

税に関する申告は お済みですか



所得税・住民税の申告

平成25年分の所得税・復興特別所得税、贈与税、住民税（市県民税）の申告書の提出期限は、3月17日(月)までです。

また、平成25年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出期限は、3月31日(月)までです。

故意の無申告者などに対しては、厳しい罰則が定められていますので、申告が必要となる人は、必ず提出期限までに申告しましょう。

なお、所得税・復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の納期限は、それぞれの提出期限です。

納税は、便利な口座振替納税をお勧めします。

振替利用者の振替納付日

◆所得税・復興特別所得税の確定申告分 4月22日(火)

◆個人事業者の消費税・地方

消費税の確定申告分

4月24日(木)

問い合わせ

佐原税務署
税務課
☎(54)1331
☎(50)1242

法人設立などの申告

市内に事務所や事業所のある法人、または寮や保養所などの施設がある法人は、法人市民税の課税対象です(公共・公益法人などや法人でない社団・団体でも課税対象となる場合があります)。

これらの事務所や事業所、施設などを開設した場合は、20日以内に設立の申告が必要です。

また、解散・廃止・休業・移転した場合や、代表者・事業年度・資本などの金額に変更があった場合も税務課に申告してください。

申告書の用紙は税務課窓口を設置してあるほか、市ホー

佐原野球場ナイター 設備使用抽選会を 行います



佐原野球場ナイター設備は、4月から10月までの間、1団体につき月2回まで使用できます。

ナイター設備の使用を希望するチームは、次の期間中に申し込みの上、抽選会においてください。

なお、複数の申し込みがあった場合には、抽選となります。抽選会は毎月第3火曜日の17時30分から香取市民体育館会議室で行います。抽選会に欠席の場合は、申し込みが無効となります(時間厳守)。

■申込期間/抽選会

- ◇4月分…3月16日(日)まで/抽選3月18日(火)
- ◇5月分…3月19日(水)~4月13日(日)/抽選4月15日(火)
- ◇6月分…4月16日(水)~5月18日(日)/抽選5月20日(火)
- ◇7月分…5月21日(水)~6月15日(日)/抽選6月17日(火)
- ◇8月分…6月18日(水)~7月13日(日)/抽選7月15日(火)
- ◇9月分…7月16日(水)~8月17日(日)/抽選8月19日(火)
- ◇10月分…8月20日(水)~9月14日(日)/抽選9月16日(火)

■夜間照明使用料 30分間1,700円

申し込み・問い合わせ

香取市民体育館 ☎(55)1290

対象になる車の種類	問い合わせ・手続き
 原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (フォークリフト、トラクターなど)	税務課 ☎(50)1242 小見川支所市民福祉班 ☎(82)1114 山田支所市民福祉班 ☎(78)2113 栗源支所市民福祉班 ☎(75)2113
 軽二輪 (125cc超~250cc以下) 二輪小型自動車 (250cc超)	千葉運輸支局 ☎050(5540)2022
 軽自動車四輪乗用 軽自動車四輪貨物用	軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎043(245)0163

ムページからもダウンロードできます。

■添付書類 登記事項証明書(写し可)、定款の写し

問い合わせ ☎(50)1242

税務課

軽自動車などの手続き

軽自動車税は、毎年4月1

日現在の所有者(登録者)に課税されます。住所を市外に異動したり、バイクや軽自動車を譲ったり廃棄した場合、手続きをしていないと登録されている人に課税されますので、まだ手続きがお済みでない場合は4月1日(火)までに済ませてください。

▼バイクや軽自動車を廃棄した人：廃車手続きが必要で

▼バイクや軽自動車を人に譲った人：名義変更手続きが必要です。

▼他の市町村に転出した人：定置場変更手続きが必要です。

※千葉ナンバー車両を千葉県外に名義変更、定置場変更した場合は、税止めの手続きが必要となります

問い合わせ ☎(50)1242

税務課

ごみ

のこことかんガエル

ごみの減量に チャレンジ

市のごみの量は、平成20年度は3万5223tありましたが、平成24年度には3万727tとなり、この5年で4496tのごみが減りました。人口減少による減量が1051tと試算されるため、3445tの減量分は市民の皆さんの協力によるものです。

しかし、平成23年度から平成24年度は、ほぼ横ばい状態です。今後一層のごみ減量への取り組みが必要となります。

そこで、まず1日10gごみを減らしてみよう。10gはペットボトルキャップなら5個分、100円玉なら2枚の重さです。市民1人が1日10gごみを減ら

すだけで、年間約300tごみが減ります。まずは、「1日10gの減量」を目標にチャレンジしてください。

ごみを減らす方法としては、食べ残しをなくす、マイバッグやマイボトルを使うなど、身近でやれることはたくさんあります。数ある減量策の中で、ぜひ実践して欲しいのは「生ごみの水切り」です。市では年間約6000tの生ごみが発生します。その約8割は水分のため、日々の水切りを徹底することで年間約4800tの減量が見込めます。

日々の積み重ねが大きな成果をもたらします。まずはできることから取り組みましょう。

問い合わせ 環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248

環境安全課 ☎(50)1248



家庭ごみの分け方・ 収集日ポスターを配布

4月から「ごみ収集カレンダー」と「家庭ごみの分け方」が新しくなります。自治会経由で3月から配布

していますが、アパート住まいなどで自治会に入っていない人は配布されない場合があります。市役所、各支所で配布していますのでお求めください。ごみは収集日の朝8時までに決められた分別で、決められた場所に、決められた袋で出すてください。

問い合わせ 環境安全課 ☎(50)1248